

南河内広域高齢者福祉事業

1. 南河内広域高齢者福祉事業

大阪府からの権限移譲のうち「指定居宅サービス事業者の指定等」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム（定員29名以下）の設置の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進した。

指定居宅サービス事業者の指定等 458 件

有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等 10 件